

西之表市人権教育・啓発基本計画



「人権の花」運動



平成30年3月
鹿児島県西之表市

はじめに



「人権」とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が人々の相互の間において共に尊重されることが必要です。

人権尊重の理念の普及と国民の理解を深めることを目的とした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が平成12年に施行され、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すると定められ、その取組が求められています。

本市においては、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることのできる社会の形成を目指して、人権教育・啓発活動の推進に努めてまいりました。

しかしながら、私たちの周りには、今なお、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などをめぐる人権問題のほか、近年の国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化や価値観の多様化等による新たな人権問題、犯罪被害者等の人権問題やインターネットによる人権問題など様々な人権問題が存在しています。

市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して、心豊かに暮らすことができる西之表市を実現するため、人権尊重の精神が生まれ、日常生活の中に人権が共存する社会を目指した人権教育・啓発を推進するため、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を参考にするとともに、「西之表市長期振興計画」等との整合性を図りながら、新たに「西之表市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権尊重の精神を育み、人権が共存する人権尊重社会の実現を目指します。

終わりに、本計画の策定にあたり、市民アンケート等において貴重なご意見をいただいた市民の皆様、関係各位に対し、心から感謝申し上げますとともに、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

西之表市長 八板 俊輔

目 次

第1章 基本計画の策定	1
1. 基本計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の期間.....	1
3. 基本計画策定の背景.....	2
(1) 国際的な動き.....	2
(2) 国・鹿児島県の動き.....	2
(3) 本市の状況.....	3
第2章 基本計画の理念と目標	4
1. 基本計画の理念.....	4
2. 基本計画の目標.....	4
3. 基本計画の性格.....	4
第3章 人権教育・啓発の推進	5
1. あらゆる場における人権教育・啓発.....	5
(1) 保育所、幼稚園、認定こども園.....	5
(2) 学校.....	5
(3) 地域社会.....	6
(4) 家庭.....	7
(5) 企業等.....	8
2. 様々な人権課題への取組.....	8
(1) 女性.....	8
(2) 子ども.....	9
(3) 高齢者.....	10
(4) 障がい者.....	11
(5) 同和問題.....	12
(6) 外国人.....	13
(7) HIV感染者・ハンセン病患者等.....	14
(8) 犯罪被害者等.....	15
(9) インターネット等による人権侵害.....	15
(10) 北朝鮮当局における拉致問題等.....	16
(11) その他の人権問題.....	17

3. 特定職業従事者に対する研修等の推進	17
(1) 市職員	17
(2) 学校教育関係者	17
(3) 保健福祉関係者	18
4. 人権教育・啓発の効果的な推進	18
(1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実	18
(2) 連携の促進	19
(3) 人材の育成	19
(4) インターネットの活用	19
(5) 相談体制の充実	19
第4章 基本計画の推進	20
1. 計画の推進体制	20
2. 市民への啓発活動等	20
3. 関係機関との連携の促進	20
4. 基本計画の進捗状況と見直し	20
用語解説	21
参考資料	26
世界人権宣言	26
日本国憲法（抄）	31
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	33

第1章 基本計画の策定

1. 基本計画策定の趣旨

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が人々の相互の間において共に尊重されることが必要です。そのためには、私たち一人ひとりが、人権の意義や重要性について理解を深め、また、日常生活の中で人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚を身に付けられるよう、人権に関する教育及び啓発活動を積極的に取り組んでいかねばなりません。

国においては、平成14年3月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」を、また、鹿児島県も平成16年12月に「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定したところです。

本市においても、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることのできる社会の形成を目指して、人権教育・啓発活動の推進を図ってきました。

人権教育及び人権啓発に関する施策の策定については、平成12年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）第5条」において、地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すると定められ、その取組が求められています。

私たちの周りには、今なお、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などをめぐる人権問題のほか、近年の国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化や価値観の多様化等による新たな人権問題、犯罪被害者等の人権問題やインターネットによる人権問題など様々な人権問題が存在しています。

しかしながら、いまだに様々な人権侵害と思われる問題が存在しているということは、人権尊重の理念やこれを実践する行動が、まだ十分に定着していないことが考えられ、国、地方公共団体は、あらゆる施策や事業に人権の視点を反映させるとともに、人権教育・啓発に関する一層の取組が求められているところです。

今後の人権教育・啓発の指針として、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を参考にするとともに、「西之表市長期振興計画」等との整合性を図りながら、「西之表市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権尊重の精神を育み、人権が共存する人権尊重社会の実現を目指します。

2. 計画の期間

本計画期間は、平成30年度（2018年度）からとし、社会状況の変化及び進捗状況の点検や評価などにより、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

3. 基本計画策定の背景

(1) 国際的な動き

人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、「平和」と「人権」がいかにかけがえないものかを学び、その反省から、昭和23年（1948年）、国際連合（国連）において、全ての人民と全ての国が達成すべき基準として「世界人権宣言」が採択されました。

この宣言では「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とうたい、今日の基本的人権の考え方の基礎となっています。

しかし、世界人権宣言採択後も、世界各地では人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的格差に起因する地域紛争、飢餓、難民、テロなどの深刻な問題が発生し、多くの犠牲者が出ています。

こうした状況は国際社会に人権気運を高め、平成6年（1994年）の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、平成16年（2004年）には、後継計画として「人権教育のための世界計画」が決議されています。

(2) 国・鹿児島県の動き

我が国においては、昭和22年に日本国憲法が施行され、「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と基本的人権の尊重がうたわれました。

人権尊重の潮流が国際的に進展する中、平成9年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、「人権」という普遍的文化の創造を目指す人権教育が推し進められることになりました。

平成12年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、国民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していくための取組が実施されています。

鹿児島県においては、平成10年の県議会において、「人権宣言に関する決議」を採択し、翌11年には、「人権教育のための国連10年」を推進する鹿児島県行動計画を策定しました。この計画に基づき、「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化（人権文化）が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」のために、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の取組を積極的に進めてきました。

平成16年には、県における人権教育・啓発施策の指針となる「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」が策定され、平成23年に一部変更を行い、人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な推進が図られています。

(3) 本市の状況

本市においては、国の「男女共同参画社会基本法」及び「西之表市男女共同参画基本計画」に基づき、すべての人が性別にかかわらず、その人権が尊重され、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野で平等に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、様々な施策を展開してきています。

国の策定した「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」等を参考に、人権に対する正しい理解と認識の促進に向け、教育委員会や人権擁護委員と連携を図りながら、人権教育・人権啓発の推進及び人権相談の充実に努めています。

第2章 基本計画の理念と目標

1. 基本計画の理念

世界人権宣言第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。

人権とは、全ての人間が生まれながらにして持っているかけがえのない普遍的に守られるべき基本的な権利です。

市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して、心豊かに暮らすことができる西之表市を実現するため、人権尊重の精神が育まれ、日常生活の中に人権が共存する社会を目指した人権教育・啓発を推進していくこととします。

ついては、基本計画の理念を「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う人権が共存する人権尊重社会の実現を目指す」とし、人権教育・啓発の重要性について認識を深め、人権教育・啓発に関する施策等を総合的かつ計画的に推進していくこととします。

2. 基本計画の目標

市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して、心豊かに暮らすことができる西之表市を実現するため、自分の人権だけではなく他人の人権についても正しく理解し、誰もがその個性、能力、経験などを生かして、生涯にわたりあらゆる人とともに生き生きと暮らすことができる社会を目指していくこととします。

人権尊重社会の実現に向け、「あらゆる人権問題への正しい理解のもと、全て人々の人権が尊重される明るい社会の実現」を築くことを目標とします。

3. 基本計画の性格

この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」における地方公共団体の責務を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を参考に、また「西之表市長期振興計画」や各種計画等との整合性を図りながら、人権教育・啓発に関する施策の基本的な方向を示すものです。

第3章 人権教育・啓発の推進

1. あらゆる場における人権教育・啓発

人権教育・啓発においては、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようになることが市民一人ひとりに求められます。あらゆる学習機会を通じて、人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面において実践に結び付け、人権尊重の意識を高めていくことが大切です。

(1) 保育所、幼稚園、認定こども園

【現状と課題】

保育所、幼稚園、認定こども園は、生涯にわたる人間関係の基礎を培う大切な場であることから、家庭や地域と連携して、自立心やお互いを大切にする心、豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。他の園児との関わりを通して他人の存在に気付き、思いやりを持つようにするなど、人権尊重の精神を育む指導を行っています。

また、それらの職場に従事している職員は、豊かな人権意識を持ち、実践することが必要です。そのためには、人権問題について知識や理解を深めるなど、研修を通して資質の向上に努める必要があります。

【施策の方向】

職員の資質向上

これまでの生活体験、心身の発達の状況などを考慮し、友達との関わりの中で人権を大切にする心を育むことができるように保育、教育活動の一層の推進に努めます。

そのために職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識を深めさせ、指導力の向上に努めます。

(2) 学校

【現状と課題】

学校において、児童生徒が人権尊重の精神やこれからの社会における「生きる力」を確実に身につけることは、人格の完成を目指す教育の目的を達成するために極めて重要なことです。

そのため、学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、それぞれの教育活動を通じ人権尊重の意識を高める教育が行われています。

しかしながら、学校等をめぐる状況をみると、校内暴力やいじめ、体罰、不登校等の人権に関わる問題が発生するなど、人権教育は知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題や教職員に人権尊重の理念についての認識が必ずしもいきわたっていない等の問題が指摘されています。児童生徒や教職員が広く人権や差別について正しい理解と認識を持ち、それに基づく行動力を十分に身につ

けるようにすることが求められています。

【施策の方向】

ア 学校における人権尊重精神の高揚

学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育を推進します。特にいじめ問題には、人権意識を培い、こうした行為は決して許されないという指導を徹底するなど、児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境の確保に努めます。

イ 多様な体験活動の機会の充実

社会教育との連携を深め、社会性豊かな人間性を育むため、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめ、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障がい者等との交流など積極的に推進し、様々な体験活動が行えるように機会の充実を図ります。

ウ 家庭及び地域との連携

児童生徒に対する人権教育をより効果のあるものとするために、家庭や地域社会において人権尊重の正しい理解と認識が深まるよう啓発活動を重視するとともに、PTA活動や子ども会、公民館活動等とも連携しながら、人権教育の啓発を図ります。

エ 教職員の資質向上

人権教育を充実したものにするために、様々な教育課題に応じた教職員研修を通して教職員の意識の高揚や指導者としての資質の向上を図ります。

オ 相談体制の充実

教育相談室やスクールカウンセラーによる相談活動の周知、充実を図るとともに、相談員等の資質向上を図ります。

(3) 地域社会

【現状と課題】

地域社会は、様々な人々との交流を通して、人権意識の高揚を図り、社会の構成員として自立を促す大切な場です。

本市では、生涯の各時期に応じて各人の自発的意志に基づき、人権に関する学習ができるよう学習教材の整備や学習機会の提供に努めています。

地域社会には、女性、子ども、高齢者、障がい者等様々な人権問題が存在しており、いまだに人権教育・啓発活動が不十分であるという指摘もあります。また、都市化の進行等により、市民に地域社会の一員としての意識が希薄になりつつあるため、地域内での人権尊重の心を培う機会が一層必要となっています。

【施策の方向】

市民が様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域づくりを推進するため、生涯学習の各種施策等を通して、次の点について人権教育学

習の一層の充実を図ります。

ア 地域社会における学習機会の充実

地域公民館等を活用した人権問題についての学習機会の提供や地域住民の相互理解を深める交流活動など、多様な学習機会の充実を図ります。

また、青少年の豊かな人間性を育むため、学校教育と連携し、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動など様々な体験ができる機会の充実を図ります。

イ 効果的な人権教育の推進

人権問題の学習機会については、市民のニーズを踏まえ、学習意欲が高まるような参加型、体験型のプログラムを取り入れ、学習内容や方法の工夫改善を図ります。

(4) 家庭

【現状と課題】

家庭は、人が生活していく上で「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する場所であると同時に、あらゆる教育の出発点であり、社会生活を営んでいく上での、基本的な生活習慣や社会性を身につけさせる場として重要な役割を担っています。

本市では、日常生活における人権感覚を涵養するため、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する情報や学習機会の提供など、家庭教育を支援しています。

また、児童虐待などの家庭内暴力等を未然に防ぐとともに、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、人権擁護委員、民生委員・児童委員等による相談体制の構築など関係機関のネットワークの推進に努めています。

しかしながら、近年、核家族化や少子化等による家庭環境の変化により、家庭教育機能の低下が問題視されています。子どもへの虐待や子どもから親に対する暴力などの人権問題も生じてきています。

今後とも、家庭が持つ教育機能の向上を更に図ることが必要です。

【施策の方向】

ア 家庭への支援

家庭での教育はまず、保護者自身が日常生活の中で、偏見をもたず差別しないことなどを子どもに自覚させることが重要です。そのための保護者の学習機会の充実や情報提供など家庭教育の支援に努めます。

イ 相談体制の充実

子育てに不安や悩みを抱えている保護者への相談体制の充実に努めます。

ウ 相談機能の整備

家庭内での暴力や虐待などの人権侵害を未然に防ぐために、学校や子どもに関する各機関、地域との連携をより一層強め、相談活動の機能充実に努めます。

エ 関係者の資質向上

関係機関職員等に対する研修・講座を計画的に実施するとともに、その内容・方法を創意工夫し、資質の向上を図ります。

(5) 企業等

【現状と課題】

企業等は、その企業活動、営業活動等を通じ地域社会に深く関わりとともに、地域の雇用の場として地域社会に貢献する責任を担っています。一方、障がい者の法定雇用率達成、高齢者の継続雇用、働く男女の賃金や昇進等の格差是正、職場内のセクシュアル・ハラスメント防止などの取り組むべき課題も多く存在しています。

また、個人のプライバシー保護の高まりを受け、企業には取り扱う個人情報の適正な管理が求められています。

【施策の方向】

人権に関する情報提供及び支援

地域社会の構成員である企業は、人権を尊重し合える職場環境づくりに取り組むことが地域社会から信頼され、企業の発展につながると認識することが必要です。

このように、人権尊重の立場に立って労働環境の整備や相談体制の充実、障がい者の法定雇用率達成、高齢者の継続雇用、働く男女の待遇格差是正、職場内の各種ハラスメントの防止、個人情報の適正管理などを実践し、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう企業内の研修や啓発資料の提供など支援に努めます。

2. 様々な人権課題への取組

人権とは、人間らしく生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている権利です。

我が国では、日本国憲法の三大原則のひとつに「基本的人権の尊重」を掲げ、様々な施策が展開されてきていますが、依然として人権問題は存在しています。私たちは、社会に存在する様々な人権問題の知的理解にとどまらず、常日頃から人権感覚を身につけることを大切にし、人権尊重の理念を十分に理解することが求められています。

また、地域や家庭等とも十分連携を図って推進していくことも重要です。

(1) 女性

【現状と課題】

日本国憲法は、法の下での平等をうたっており、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止するとともに、家族関係における個人の尊厳と両性の平等を規定しています。

しかしながら、依然として社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあります。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力が社会

的問題になるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。

各種の法律・制度の整備や教育・啓発などの実施により、徐々に状況は改善されてきていますが、社会にはいまだ、男女に不平等な慣行やしきたりが残っており、政治・社会・経済・文化などあらゆる面での男女共同参画を阻害する要因になっています。

女性があらゆる分野に参画し、個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、女性の人権を擁護する防犯体制の整備、女性問題の相談体制の整備を図ることが求められています。

【施策の方向】

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けては、「西之表市男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる施策で男女共同参画の視点を踏まえた取組を進めていきます。

ア 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではありません。

暴力を社会的な問題としてとらえ、あらゆる場での研修や広報・啓発活動を推進します。また、関係機関との連携を強化し、被害者の保護、自立支援に取り組みます。

イ 相談体制の充実

女性に対する暴力や働く場での性差別等、女性に関する様々な人権問題の解決の支援のため、各相談機関において相談者に対する助言や必要な情報提供を行うとともに、国、県及び種子島1市2町の自治体、関係機関と連携を図り相談体制の充実を図ります。

(2) 子ども

【現状と課題】

我が国においては、日本国憲法の下、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されており、平成元年の国連総会において「児童の権利に関する条約」が採択されたのを受けて、平成6年にこれを批准しました。

しかし、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化、情報の多様化が進み、大きく変化しています。その結果、子ども同士の触れ合いが少なくなり、自主性や社会性に欠ける状況をもたらしていると言われていています。また、地域の住民同士のつながりが少なくなり、地域全体で子どもを育て見守っていくといった意識が薄れてきています。

このような状況の中で、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、いじめや体罰、不登校、引きこもり、薬物乱用低年齢化、援助交際や児童ポルノ、子どもを狙った無差別な暴力事件など、子どもの人権を侵害する深刻な事件が多発しています。

以上のことから、子ども自身にも人権尊重について正しい理解と認識を深めてもらうと同時に、他者の立場を尊重し、自他との違いを個性として認識できる人に成長できる環境づくりを推進していく必要があります。

【施策の方向】

ア 子どもの人権についての教育・啓発の推進

子どもが個人として尊重されるような社会の実現を目指して、あらゆる機会学習資料や人権問題啓発資料を活用して、豊かな心や自ら学ぶ力などの育成を図り、個性を伸ばす教育の推進に努めます。

また、家庭教育学級等で家庭、学校、地域社会が一体となった地域ぐるみの学習、実践活動を推進します。

イ 児童虐待等への対応

深刻化する児童虐待については、虐待の早期発見、早期対応を図っていくため保健、医療、福祉、教育、警察等との密な連携を図り、虐待を受けた子どもに対するケア、大人への教育及び啓発を推進します。

ウ いじめ、不登校等への対応

いじめ防止や不登校への理解と認識を深めるため、学校、家庭、地域社会が連携して、啓発活動に取り組むとともに、学校、教育委員会、関係機関、地域社会が協力し、支援体制の整備を図ります。

エ 相談体制の充実

子育ての悩み、児童虐待、いじめ・不登校など様々な問題を解決するため、相談者に対する助言や情報提供を行うとともに、関係相談機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

(3) 高齢者

【現状と課題】

我が国は、出生率の低下や平均寿命の伸びを背景に急速に高齢化が進んでいます。

このような中、高齢者人口の増加や家族形態の変化により、高齢者のみの世帯が増加しており、地域社会からの孤立や、介護トラブルなどの問題が起きています。特に、高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されています。

国においては、平成7年12月に「高齢社会対策基本法」を施行し、これに基づく「高齢社会対策大綱」を基本として、高齢社会に向けた施策を推進してきました。

要介護高齢者の増加と家族の介護負担の増加が予想されたことから、高齢者の介護を社会全体で支えていくため、平成12年に「介護保険制度」が実施され、高齢者を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

高齢者が健康で安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員としての各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進します。

【施策の方向】**ア 高齢者の人権についての広報・啓発の推進**

高齢者の人権についての市民の理解と認識を深めるとともに、高齢者が社会の一員として生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指し、人権問題啓発資料や人権問題研修会の開催等により、人権意識の高揚に向けた教育・啓発活動を推進します。

イ 社会参加への取組

高齢者が生きがいを持って生活が送れるよう、高齢者の生活の場や仲間づくりの機会の提供に努め、高齢者の社会参加の推進を図ります。

ウ 雇用・就業の促進

高齢者が自らの意思で働き、長年培った知識や経験を生かせる機会を提供し、高齢者の社会参加への意欲向上と豊かな生活を目指せるよう、高齢者の雇用促進に努めます。

エ 高齢者の権利擁護の推進

認知症に対する理解を深め、お互いが支え合うまちづくりを推進するため、正しい知識の普及を図るとともに、認知症高齢者等の権利擁護を推進するため、関係団体と連携し、福祉サービス利用支援事業や成年後見制度の周知、普及に努めます。

また、高齢者の尊厳を保持し権利利益の擁護を目的に、平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、関係団体等と連携し、高齢者虐待の防止に努めます。

オ 相談体制の充実

高齢者や、介護をしている家族などの相談者に対する助言や情報提供等を行うなど、高齢者等が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

(4) 障がい者**【現状と課題】**

障害者基本法第3条第2項では、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」とうたわれていますが、現実には、障がいの発生原因や症状への理解不足からくる障がい者への偏見や差別意識、物理的・制度的なバリアフリーの未整備などによって、障がい者が不利益を被ったり、各種行事への参加が消極的になることがあり、障がい者の自立や社会参加を妨げる要因となっています。

「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指して、障がいのある人の社会参加、参画に向けた施策の一層の推進が求められています。

【施策の方向】

ア 障がい者の人権についての広報・啓発の推進

「ノーマライゼーション」の理念の浸透を目指して、障がい者に対する理解が深まるよう、様々な機会をとらえ、啓発・広報の充実を図るとともに障がい者が必要な情報を入手できるよう情報提供に努めます。

イ 雇用、就業の促進

障がい者の自立や社会参加の促進に向けて、それぞれの障がい者の適性に即した雇用・就労機会の確保及び就労環境の整備を推進します。

ウ 社会のバリアフリー化の促進

障がいの有無に関わらず、市民誰もがその能力を最大限に発揮しながら安全・安心して生活できるよう、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化の推進を図ります。また、ユニバーサル・デザインの観点から、全ての人にとって生活しやすいまちづくりを目指します。

エ 障がい者の権利擁護の推進

障がい者の財産権や人権などの権利擁護を推進するため、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の広報・周知を図るとともに、判断能力が不十分な障がい者への成年後見制度の利用促進に努めます。

また、障がい者に対する虐待の防止及び権利利益の擁護を目的に、平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、関係団体と連携し、障害者虐待の防止に努めます。

オ 相談体制の充実

障がい者の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、各関係機関と連携の上、障がいのある人が利用しやすい人権相談体制の充実に努めます。

(5) 同和問題

【現状と課題】

昭和40年の同和对策審議会答申では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と基本認識が示されました。この答申を受けて制定された「同和对策事業特別措置法」やその後制定された法律に基づき関係諸施策が積極的に推進されました。そのため、生活環境の改善を始めとするハード面での格差は大きく改善されてきましたが、心理的差別の解消については、いまだ十分とは言えない状況にあります。

このような中、「現在もなお部落差別が存在する」と明記し、「部落差別は許されないものである」との認識の下に、部落差別を解消する必要性について国民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

この法律は、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育及び啓発等、部落差別の解消に関する施策を推進するよう求めています。

今後の同和問題の解決にあたっては、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進します。

【施策の方向】

ア 関係機関等との連携による啓発活動の推進

「人権同和問題啓発強調月間（8月1日から8月31日まで）」や「人権週間（12月4日から12月10日まで）」を中心に、広く市民に周知するために広報紙や講演会などの学習会を通じた啓発活動を推進します。

イ 同和問題に対する正しい理解と認識を深める啓発の推進

これまでの同和教育や啓発活動の成果を踏まえ、内容や手法を工夫するとともに、関係機関や各種団体等とも連携して差別意識の解消に向けた教育、啓発活動を推進します。また、市職員や関係団体を対象とした人権問題に対する研修会を開催し、人権同和問題を正しく理解できる人材の育成を図ります。

(6) 外国人

【現状と課題】

我が国では、在住外国人の急激な増加に伴い、在住外国人に対する就労差別や言語・習慣・文化等の違いに起因するアパート等の住居・入居に係る差別的取り扱い、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題等、様々な人権問題が生じています。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、さまざまな人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられていますが、いまだ一部に問題は存在している状況です。

また、近年、国内においては、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が「ヘイトスピーチ」として社会問題になっています。

グローバル化・ボーダレス化の進展は、地域社会のあらゆる分野に大きな影響を与えていますが、同時に、地域社会が国際社会の中で果たす役割や、在住外国人が地域社会の一員として生活できる環境の整備はますます重要になってきています。

本市でも日常生活の中で外国人と接する機会が増え、様々な国の異なる文化や言葉、生活習慣などを認め合い、共に暮らしていく環境の整備はますます重要になってきています。地域住民と外国人との交流を推進することで、文化の違いや偏見や差別の解消を図っていく必要があります。

【施策の報告】

ア 外国人の人権についての教育・啓発活動の推進

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てるための教育・啓発活動の推進に努めます。

イ 国際交流の促進

関係機関や民間団体等と連携・協力して地域の国際化に努めるとともに、国際交流・国際理解の機会の増大に努めます。

(7) HIV感染者・ハンセン病患者等

【現状と課題】

エイズは、昭和56年にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がりは世界的に深刻な状況にあり、その後、日本でも国民に身近な問題として急速にクローズアップされてきました。このHIV感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要もなく、また、新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。しかし、正しい知識や理解不足から医療現場における診療拒否、職場解雇などの様々な人権問題が起きていることも事実です。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く発症した場合でも、現在では治療方法が確立されており遺伝病でないことも判明しています。しかし、従来、我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、過去において施設入所を強制する隔離政策が取られてきました。その後、ハンセン病に対する認識の誤りが明白となり、平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、隔離政策は終結しましたが、療養所入所者の多くは、これまで長期間にわたる隔離により、家族や親族などとの関係が絶たれ、また、入所者自身が高齢化等により病気が完治した後も、療養所に残らざるを得ないなど社会復帰が困難な状況にあります。

国による損失補償や名誉回復及び福祉増進等の措置が取られつつありますが、ハンセン病に対する正しい知識や理解の不足から、現在でも、ハンセン病患者に対して、多くの偏見や差別が生まれ、社会生活の様々な場所で人権問題となって現れており、その解決に向けて、知識と理解を深める啓発活動が必要です。

【施策の方向】

ア HIV感染症に関する啓発活動の推進

市広報紙等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図り、エイズ患者やHIV感染者への理解を深めるための啓発活動を推進します。

イ エイズ教育の推進

講演会の開催など、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する差別や偏見の解消に努めます。

ウ ハンセン病に関する啓発活動の推進

「ハンセン病を正しく理解する週間」を中心に、ハンセン病に対する正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者や元患者に対する差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

(8) 犯罪被害者等

【現状と課題】

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための施策を講じることが課題となっています。

犯罪被害者等は、犯罪行為に生命、身体又は財産等に直接的な被害を受けるだけでなく、その後の捜査や裁判等における精神的負担や経済的な負担、近隣の噂話や中傷、行き過ぎた取材報道など被害者に生じる様々な問題があります。

犯罪被害者等が地域社会で安心して生活できるようにするため、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、犯罪被害者等の支援の充実等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化が求められています。

【施策の方向】

ア 犯罪被害者等の人権についての教育・啓発の推進

犯罪被害者やその家族の人権に配慮することができるよう、あらゆる場を通じて理解を深めるための啓発活動を推進します。

イ 相談・支援体制の充実

犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、警察など関係機関と密接に連携して、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に努めます。

(9) インターネット等による人権侵害

【現状と課題】

インターネットには、電子メールのような特定の利用者間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数に向けた情報発信、ソーシャルメディアなどを利用した不特定多数の利用者間の情報の受発信等があります。インターネットの普及により、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができるようになった一方、発信者の匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の掲載、犯罪被疑者の実名・顔写真の掲載などの人権侵害が発生しています。

インターネットは今後も急速な普及、発展が見込まれます。このため、インターネット利用者やプロバイダーなどに対して、個人のプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解を深める人権教育・啓発の推進が求められています。

【施策の方向】

ア インターネット利用者の教育・啓発の推進

インターネット等を利用する一人ひとりが、人権を侵害するような情報をインターネット上に発信しないよう、学校における情報教育や市民を対象としたパソコン講習会等を通し、個人のプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解と認識を深めるよう、人権教育・啓発の推進に努めます。

イ 相談体制の充実

インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、相談者に対し必要な助言や情報提供を行うとともに、相談内容に対応できるよう鹿児島地方法務局など関係機関・団体と緊密な連携を図ります。

(10) 北朝鮮当局における拉致問題等

【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。政府は、平成3年以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。平成14年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年、否定してきた拉致を初めて認め、謝罪しました。同年10月、5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的な行動をとっていません。

政府は、平成22年までに、17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めています。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

国際連合においては、平成15年以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

我が国では、平成17年の国連総会決議を踏まえ、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしています。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

【施策の方向】

ア 拉致問題等についての啓発活動の推進

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）を中心に、市広報紙等を活用して啓発・広報に努めるとともに、人権同和問題研修などを通じて、広く市民に対する啓発活動を推進します。

イ 学校における教育の充実

人権教育資料等を活用して教職員への周知に努めるとともに、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等についての正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

(11) その他の人権問題

その他の人権問題として、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識、プライバシーをめぐる問題や侵害、性的少数者に対する社会の無理解や偏見による嫌がらせや屈辱的な言動をされるなどの様々な不利益や差別、アイヌの人々に対する理解が十分ではないための偏見や差別などの問題があります。

このような人権問題に対しても積極的に人権教育・啓発を推進し、それらに関する知識や理解を深めるとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に努めます。

3. 特定職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、全ての人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

特に、人権に関係する職業従事者として市職員、学校教育関係者、保健福祉関係者が、人権に配慮して業務が遂行できるよう様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

(1) 市職員

【現状と課題】

本市では、人権尊重の理念や同和問題など、様々な人権問題の本質や現状について学び、問題解決に積極的に取り組むことができる職員を目指しています。そのために、人権に関する様々な課題を認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人間性豊かな職員の育成に努める必要があります。

【施策の方向性】

市職員は、全体の奉仕者として常に人権尊重の視点に立った職務を遂行することが求められています。そのために、職員一人ひとりが知的理解にとどまるのではなく豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務を実践していけるように研修等を実施し、職員の人権意識の高揚に努めます。

(2) 学校教育関係者

【現状と課題】

児童生徒の豊かな人権感覚を養うために、教職員は重要な役割を担っています。そのため教職員は常に感性を磨き、実践的指導力を高める不断の努力を払い、豊かな人権感覚を身につけなければなりません。このためにも、教職員は校内研修や人権教育研修会への参加を通して、人権教育への理解を深め、教職員の資質と指導力の向上に努める必要があります。

【施策の方向】

教職員は、教育活動を通して、子ども的人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、幼児・児童生徒の発達の段階に応じて人権教育を推進することが求められています。

そのために、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるよう研修体制を整備するとともに、人権教育の指導方法の充実のため、協働・体験型の研修を取り入れるなど研修内容の工夫・改善を行い、教職員の資質向上と指導力の向上に努めます。

(3) 保健福祉関係者**【現状と課題】**

市民の最も身近な相談相手である保健、医療、福祉、介護それぞれの関係職員や民生委員・児童委員等は、相談業務や保健、医療、福祉、介護業務等に直接かかわっていることから、個人のプライバシーや人権に十分に配慮した対応が求められています。

【施策の方向】

保健福祉関係者や民生委員・児童委員、家庭児童相談員、社会福祉施設職等の関係者は生活相談などに直接かかわっていることから、プライバシーや人権尊重に十分配慮した行動が求められています。

このため、保健福祉関係者に対する人権教育・啓発に関する研修等の充実を支援します。

4. 人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、多様な学習機会の提供と学習内容の充実、各種関係機関や団体との連携、人権教育・啓発に関わる教職員や指導者の育成を積極的に進めていくとともに、インターネットの活用等に努めるほか、人権問題を抱える人々が気軽に相談できる窓口の整備など、相談体制の充実を図っていくことが求められています。

(1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実

市民一人ひとりが、日常生活の中で人権問題に関心が持てるよう、学校、家庭、地域社会、企業等あらゆる場で多様な学習機会が得られるよう努めます。

また、教材、啓発資料等は、理解しやすい内容、表現となるよう工夫するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や高齢者、障がい者等との交流活動など参加体験型学習を積極的に取り入れるなど学習内容の充実を図ります。

(2) 連携の促進

様々な人権問題に幅広く対応し、効果的な施策の展開を図るため、本市の関係各課と緊密な連携に努めるとともに、家庭、学校、地域社会、企業など、あらゆる場を通じて人権に関する取組を実施している各種関係機関・団体等との連携を促進します。

(3) 人材の育成

学校、地域社会及び企業等で人権教育・啓発に当る教職員や指導者の資質と指導力の向上など人材の育成を図ります。

(4) インターネットの活用

インターネットの特性を活用して、市ホームページに人権に関する情報を提供するとともに、人権尊重の意識高揚につなげる啓発活動を推進します。

(5) 相談体制の充実

人権問題に関わる相談は、生活相談、教育相談、医療相談、法律相談等を含んでいることから、相談窓口の明確化に努めるとともに、関係機関との緊密な連携、協力を図り、また、相談員の一層の資質向上に努め、迅速な対応ができるよう相談体制の充実に努めます。

第4章 基本計画の推進

1. 計画の推進体制

この基本計画の実施にあたっては、人権教育・啓発の推進の総合的かつ効果的な推進を図るため、本市の関係各課と緊密な連絡調整を図りながら施策の推進に努めます。

また、関係課等については、この基本計画の趣旨を十分に踏まえ、各種の施策を積極的に実施します。

2. 市民への啓発活動等

市民への啓発活動については、市民の人権意識の高揚が不可欠ですので、市広報紙や講演会等を通して周知を図るとともに、人権に関する情報の提供に努めます。

また、市職員については、市民の人権を守る義務があるため、市が主催する研修会等だけでなく、人権関係団体等が主催する人権研修会や講演会等にも積極的な参加を図っていきます。

3. 関係機関との連携の促進

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、県、市町村、関係機関及び団体等との連携が不可欠です。特に、人権意識高揚の普及・啓発に積極的な活動を行っている人権擁護委員との連携を密にしていきます。

基本計画の推進にあたっては、国、県をはじめ、鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会等の関係機関及び人権に関わる民間団体やNPO等、地域社会における各種団体や企業などとの連携を促進します。

4. 基本計画の進捗状況と見直し

この基本計画の推進にあたっては、施策の進捗状況を定期的に評価し、その結果が行政施策の推進に反映されるよう進行管理を行い、計画の目標実現を図ります。

また、国、県の動向及び社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

用語解説

【あ行】

● **H I V (Human Immunodeficiency Virus)・エイズ (Acquired Immuno Deficiency Syndrome)**

H I Vはヒト免疫不全ウイルス。H I Vは感染力の弱いウイルスであり、主に血液・精液・膣分泌液・母乳が体内に侵入することより感染する。H I V感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ（後天性免疫不全症候群）の発症までには平均 10 年以上かると言われる。しかし、近年、医学の進歩により、エイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されてきている。

● **N P O**

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体のこと。

【か行】

● **鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会**

鹿児島地方法務局本局、知覧支局及び川内支局管内に所在する人権啓発活動に関わる機関等（本市ほか 10 市 5 町 2 村、鹿児島地方法務局本局、同法務局知覧支局及び川内支局、鹿児島人権擁護委員協議会、知覧人権擁護委員協議会、川内人権擁護委員協議会）が連携・協力関係を確立し、地域内における各種人権啓発活動を総括的かつ効果的に推進することを目的に平成 12 年 7 月に設立された。

● **グローバル化**

政治経済文化などの分野が地球規模で拡大すること。

【さ行】

● **児童虐待**

「児童虐待の防止等に関する法律」において、保護者が監護する児童に対し、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること」「児童にわいせつな行為をすること、又はさせること」「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること」「児童に著しい心理的外傷を与える行為」を行うこと。

● **人権教育のための国連 10 年**

平成 7 年から平成 16 年までの 10 年間に、それまでの国際社会における人権の確立に向けた取組の上に立ち、世界をあげて人権の尊重される社会の実現を目指す取組を推進しようとするもので、平成 6 年 12 月に「人権教育のための 10 年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤をおく団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効のある人権教育の実施を求めている。

● **人権同和問題啓発強調月間**

同和対策審議会答申が出された 8 月を「人権同和問題啓発強調月間」と定め、人権啓発の周知を実施して、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

●人権週間

昭和23年(1948年)、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間(12月4日~10日)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

●人権という普遍的文化

人権についてお互いに理解し、尊重し合うことを、暮らしの中の一つの文化(人権文化)とすること。

●人権擁護委員

市町村長が法務大臣に対し、市町村議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を採るとともに、常に自由・人権思想の普及、高揚に努めることがその使命とされている。

●スクールカウンセラー

教育委員会の計画や学校の要請に応じて、学校を訪問し、教職員の教育相談に関する向上を図るとともに、保護者や児童生徒の悩み等の解消を図り、児童生徒の問題行動の解消に当たっている。

●ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情など好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者又はその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけたりするような行為などを繰り返すこと。

●性的少数者(性的マイノリティ)

レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人)等が、人口に占める割合が少ないことから性的少数者と言われることがある。

●成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、本人の意思や必要性に応じて後見人等が選任される。

●世界人権宣言

昭和23年12月、国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他、経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

なお、採択された12月10日は、「世界人権デー」とされ、我が国では、12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及の高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

●セクシュアル・ハラスメント

性的な嫌がらせをいう。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場における様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては「相手の意に反した、性的な言動を行い、それらに対する対応によって仕事をする上で一定の不利を与えたり、又はそれを繰り返したりすることによって、就業関係を著しく悪化させること」などをいう。

【た行】

●男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

●男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を推進するうえで法的根拠となる法律であり、平成11年6月に制定された。前文で、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ることが明確にされている。

●同和対策事業特別措置法

昭和44年に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

●同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、昭和40年8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のことをいう。暴力の種類は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などで精神的に追い詰める精神的暴力、行動の束縛など多岐にわたる。

【な行】

●ノーマライゼーション

障がい者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

【は行】

●バリアフリー

社会の中に存在する障壁（バリア）を取り除くこと。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

●パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える。または職場環境を悪化させる行為をいう。

●ハンセン病

らい病による慢性の感染症であるが、らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低い。仮に発病しても、治療方法が確立されている現在では、早期発見と早期治療により完治する病気である。ハンセンは、らい菌を発見したノルウェーの医師の名である。

●福祉サービス利用支援事業

社会福祉協議会が行う事業で、判断能力の不十分な人が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの申請代行等の利用援助や日常的な金銭管理等を行う。

●プロバイダー

プロバイダー責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダー（ISP：Internet Services Provider）だけでなく、掲示板を設置するウェブサイトの運営者なども規制の対象とされる。

●ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障がい者の雇用の割合。

●ボーダレス化

従来は区別や差異があり分離していた複数の事項の間で、交流や融合が起こり、その境界がなくなっていくこと。

【ま行】

●民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するもの。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼務する。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【その他】

※「障害」の表記について

法律や福祉制度では、漢字を用いて「障害」としていますが、本計画では法律や制度等を用いているものを除き、「障がい」や「障がいのある人」のように、「害」をひらがなで表現しています。

その他

参考資料

参 考 資 料

世界人権宣言

1948（昭和23）年12月10日

第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられおり、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又は国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権

利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使しては

ならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和22年（1947年）5月3日施行

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私所有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立され国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。